



2025 年 11 月 14 日

会 社 名 株 式 会 社 滋 賀 銀 行
代表者名 取締役頭取 久保田 真也
(コード番号 8366 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員総合企画部長 下村 丈治
(TEL. 077-521-2200)

株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更ならびに 株主優待制度の変更に関するお知らせ

当行は、2025年11月14日開催の取締役会において、株式分割および株式分割に伴う定款の一部変更ならびに株主優待制度の変更を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割について

(1) 目的

投資単位当たりの金額を引き下げること、投資家の皆さまが投資しやすい環境を整えるとともに、当行の持続的な成長をご支援いただける投資家層の拡大を図るため

(2) 内容

①分割の方法

2026年3月31日を基準日として、同日最終の株主名簿に登録された株主さまの所有する普通株式を、1株につき5株の割合をもって分割いたします。

②分割により増加する株式数

株式分割前の発行済株式総数	53,090,081株
今回の分割により増加する株式数	212,360,324株
株式分割後の発行済株式総数	265,450,405株
株式分割後の発行可能株式総数	500,000,000株

③分割の日程

基準日公告日	2026年3月16日(予定)
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年4月1日

2. 株式分割に伴う定款の一部変更について

(1) 理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、発行可能株式総数を変更するため

(2) 内容

(下線は変更部分)

現行	変更後
第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>1</u> 億株とする。	第2章 株式 (発行可能株式総数) 第6条 当銀行の発行可能株式総数は、 <u>5</u> 億株とする。

(3) 日程

定款変更の効力発生日 2026年4月1日

3. 株主優待制度の変更について

(1) 株主優待の保有株式基準の変更

株式分割に伴い、株主優待制度の対象となる保有株式数の基準を変更いたします。なお、分割比率に応じた変更であり、実質的にはこれまでと変更ありません。

(2) 長期保有株主優待制度の新設

当行株式への投資の魅力をさらに高め、より多くの皆さまに長期にわたって当行株式を保有いただくため、2026年3月31日を基準日とする株主優待制度より、長期保有株主さまへ向けた新たな制度を導入いたします。

なお、「継続保有期間1年以上」とは、毎年3月31日および9月30日現在の当行株主名簿に保有株式数以上の保有記録が同一株主番号で連続して3回以上記録されている株主さまといたします。また「継続保有期間3年以上」とは、毎年3月31日および9月30日現在の当行株主名簿に保有株式数以上の保有記録が同一株主番号で連続して7回以上記録されている株主さまといたします。

[優待内容]

・ 現行

(下線は変更部分)

保有株式数	継続保有期間1年以上
<u>200株</u> 以上 <u>1,000株</u> 未満	3,000円相当のカタログギフト
<u>1,000株</u> 以上	6,000円相当のカタログギフト

・ 変更後

(下線は変更部分)

保有株式数	継続保有期間1年以上	継続保有期間3年以上
<u>1,000株</u> 以上 <u>5,000株</u> 未満	3,000円相当のカタログギフト	<u>6,000円</u> 相当のカタログギフト
<u>5,000株</u> 以上	6,000円相当のカタログギフト	<u>10,000円</u> 相当のカタログギフト

(3) 実施時期等

2026年3月31日時点の株主名簿に登録された株主さまより、新制度を適用させていただきます。なお、今回の株式分割は2026年4月1日を効力発生日としておりますので、2026年3月31日を基準日とする株主優待制度については株式分割前の保有株式数を基準に実施いたします。新制度における継続保有期間の判定については、2026年3月31日から過去に遡って行います。

4. その他

(1) 資本金の額の変更について

今回の株式分割に際し、資本金の増減はありません。

(2) 配当について

今回の株式分割は、2026年4月1日を効力発生日としておりますので、2026年3月31日を基準日とする2026年3月期の期末配当金は、株式分割前の株式数が対象となります。なお、2026年3月期の期末配当予想に関しては、1株当たり65円00銭に変更ございません。

以 上